

注意事項

1. 使用者は使用の承認目的以外に使用、又はその権利を譲渡、若しくは転貸してはならない。
2. この承認書の記載に変更が生じたときは、直ちにその旨を連絡すること。
(連絡先) 三条商工会議所 会館管理室 TEL 0256-32-1311
3. 会館の使用が次の各号に該当すると認めるときは、その使用を停止する場合がある。(会館運営規程第9条)
 - (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱す恐れがある時。
 - (2) 危険物を使用するものであり、災害発生の恐れがある時。
 - (3) 会議所の業務に支障をきたす恐れがある時。
 - (4) その他会館の管理運営上支障がある時。
4. 三条商工会議所の施設及び器具等を毀損又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。(会館運営規程第13条)
5. 会場使用料は、前納すること。(会館運営規程第10条)
6. 既に納入した使用料は、使用者の都合により取消した場合返還しない。(会館運営規程第12条)
7. 三条商工会議所の施設使用者は、次の事項を順守すること。
 - (1) 使用当日は、使用する部屋に入室する前に管理室へ報告しその指示に従う。
 - (2) 使用終了後、管理室へ連絡し係員の点検を受ける。
 - (3) 会場設営及び使用後の原状復帰は、使用者が行う。
 - (4) 使用時間を守る。(後始末の時間を含む)
 - (5) 許可を得ないで、火気の使用をしない。
 - (6) 許可を得ないで、ポスター等広告類を掲示しない。
 - (7) 大きな音を出したりして、他人に迷惑を掛けない。
 - (8) 決められた場所以外で、喫煙を行わない。
 - (9) 収容人員を超えて入館させない。
 - (10) 壁面・床・器具類等損傷しないよう注意する。
 - (11) チェンバーズホール使用の場合で、会場設営を依頼する場合は、設営明細表を添付すると共に、実費を負担しなければならない。
8. 三条商工会議所会館を利用するに当たり、広報・告知などで会場名称の記載や使用を希望する場合は、下記の名称を使用することとする。
下記以外の名称を使用した場合は、名称の変更を指示する場合がある。
また、名称変更の指示に従わない場合、会場利用の許可を取り消す場合がある。
【会場の名称】 ○「三条商工会議所会館」 ○「三条商工会議所会館 △階 □□室」
×「三条商工会議所」 ×「三条商工会議所 △階 □□室」